

平成27年11月20日

保護者の皆様

浜田市立第三中学校
校長 吉田 英昭

長浜方面 自転車の運転方法の変更について（ご協力のお願い）

向寒の候 保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動に対しまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび長浜方面への自転車の運転方法について、下記の通り変更させていただきます。どうかご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更の内容

市道浜田商港周布線、右に示した長浜地内の地図に示した区間（400m）を、学校方面から通行する際（下校時を問わず）、自転車は、自転車通行可の歩道を押し歩きすることとする。

2. 変更の理由

- ・歩道は本来、そこが自転車通行可であっても、歩行者優先であり、自転車は徐行運転が義務付けられている。
- ・該当区間は、今年度に入って市道に面した民家が増え、歩道を歩く人や出入りする車の量が増えた。
- ・道路交通法の改正（平成27年6月）にともない、自転車の危険運転に対する罰則が強化され、自転車を運転する人の責任が明確になった。
- ・この区間は長い下り坂で、自転車は、スピードが出やすい。また、路地も多く、バス停や民家の出入り口があるため、歩道の幅や傾斜が変化している。そのため、車両や人との衝突の危険が大きく、重大事故につながる可能性が高い。道幅が狭く、交通量が多いため、車道を走行することはさらに危険である。

3. 変更内容の実施について

平成27年11月24日（火）より実施します。

※押し歩き開始地点と終了地点に、学校方面から見えるように、立看板を設置しました。新しいルールについては三中PTA役員会でも了承されています。

※新ルールの徹底のため、11月24日からの週は、学校、警察、地域の方々による街頭指導を行います。

※上記内容について、本日のところで全校集会を開き、生徒の皆さんに伝えました。

【三中生が、三中方面から自転車を運転する際、歩道を押し歩きする区間】

市道浜田商港周布線、長浜地内

(三中から長浜方面に向かう時、歩道に面した最初の民家(長浜 1213-4)前から、最後の民家(長浜 1343-6)前までの歩道 約 400m)



三中生は
自転車を押し歩きます
ここから
浜田二中・浜田三中PTA



三中生は
自転車を押し歩きます
ここまで
浜田二中・浜田三中PTA